

日本医療マネジメント学会 岡山県支部 会則

(名称および事務局)

第1条 本支部は日本医療マネジメント学会岡山県支部と称し、事務局を独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 地域医療連携室に置く。

(目的)

第2条 本支部は日本医療マネジメント学会の地方支部として、医療マネジメントに関する学術、研究の交流をはかり、医療の進歩に資することを目的とする。

(事業)

第3条 支部は前条の目的を達成するために学術集会、講演会などを開催する。

(会員)

第4条 本支部は、岡山県に在住または勤務する日本医療マネジメント学会会員で構成する。

(役員)

第5条 本支部に次の役員を置く。

- ・ 支部長 … 1名
- ・ 副支部長 … 1 - 2名
- ・ 幹事 … 若干名
- ・ 監事 … 2名

第6条 支部長は支部を代表し、会務を総括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 監事は支部の会計監査を行う。

(役員への委任、選出)

第7条 役員は日本医療マネジメント学会会員で本県に在住または勤務する学会会員の中から選出する。

2. 役員への任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(運営)

第8条 支部長は役員会および年1回以上支部総会（以下総会）を招集し、議長となる。

- 2 役員会においては、本支部の重要事項を協議する。
- 3 総会においては、支部長より本支部の活動および活動方針について、監事より会計監査の結果についてそれぞれ報告を行う。

第9条 本支部は年1回以上の学術集会、研究会、講演会などを開催する。

- 2 学術集会の演者は依頼講演を除き、日本医療マネジメント学会会員であることとする。
- 3 学術集会会長は、開催ごとに役員会において決定する。

第10条 学会会員の中から個人情報管理担当を選任し、本支部の会員情報を管理する。

(会計)

第11条 本支部の運営費は、学術集会の参加費、寄附金、補助金をもってあてる。

第12条 本支部の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

附則 本会則は平成17年10月1日より施行する。
本会則は平成27年9月1日より施行する。
なお、本会則の改定にあたっては総会の承認を経ることとする。